

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

ハローワークにおいては、「経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）及び「緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に基づき、新卒者支援を進めています。

～新卒者（就職活動中の学生・既卒者）への支援を充実しました～

○全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置

全都道府県に、就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして、平成22年9月24日から「新卒応援ハローワーク」（平成22年12月1日現在56カ所）を設置しました。お気軽にご利用ください。

【実績】 のべ90,177人が利用、7,601人が就職決定（いずれも平成22年9月24日～12月末）

（主な支援メニュー）

- ・全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職活動に役立つ各種セミナー
- ・就職までの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導等）
- ・臨床心理士による心理的サポート

※ 新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

○「ジョブサポーター」の倍増によるきめ細かな支援

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」を倍増（928人→1,753人（経済対策（平成22年9月10日））→2,003人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））し、きめ細かな支援を行っています。

**【実績】 15,892人（平成22年9月～12月末）の就職が決定、
27,798人（平成22年10月～12月末）の求人を開拓**

（大卒就職ジョブサポーターの支援内容）

大学等と連携した出張相談・就職支援セミナー、新卒応援ハローワークにおいて就職活動中の学生・既卒者への個別支援（エントリーシートの作成相談、面接指導、応募先の選定など）及び求人開拓等を実施

（高卒就職ジョブサポーターの支援内容）

学校と密接に連携し、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導等）等を実施



～3年以内の既卒者の新卒扱いの普及に取り組んでいます～

○「青少年雇用機会確保指針」を改正しました（「卒業後3年間は新卒扱い」を明記）

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」（※1）を改正（平成22年11月15日）し、事業主が取り組むべき措置として、学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、厚生労働大臣より主要な経済団体等に協力を要請しました（※2）。また、労働局・ハローワークにおいても事業主の皆様への周知を進めていきます。

※1 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年雇用機会確保指針」です。

※2 平成22年11月15日に245団体に厚生労働大臣より要請書を送付

（要請書全文：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wgg1-img/2r9852000000wgut.pdf>）

○3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を創設しました

卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主を支援するために、平成22年9月24日にこれらの方を採用する事業主への奨励金制度を創設しました。さらに11月26日より長期に育成支援が必要な方への支援を充実させました。

【実績】 5,900人が雇用開始（平成22年9月24日～平成23年1月9日）

①3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円】

対象求人数 155,190人 トライアル雇用開始者数 5,442人 （平成22年9月24日～平成23年1月9日）

②長期に育成支援が必要な3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「既卒者育成支援奨励金」）

長期の育成支援が必要な既卒者（高校・大学等が対象）を有期雇用し、育成のうえ正規雇用に移行させる成長分野（健康、環境分野及び関連するものづくり分野）の中小企業の事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年11月26日～）【①に加え、有期雇用期間を原則3か月のOFF-JT期間を含む原則6か月に延長。さらにOFF-JT期間は各月5万円を上限に教育訓練経費の実費を上乗せ】

③新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【正規雇用から6か月経過後に100万円、1事業所1回限り】

対象求人数 19,583人 採用者数 458人 （平成22年9月24日～平成23年1月9日）